

令和8年度

# 環境生活行政の概要

宮城県環境生活部

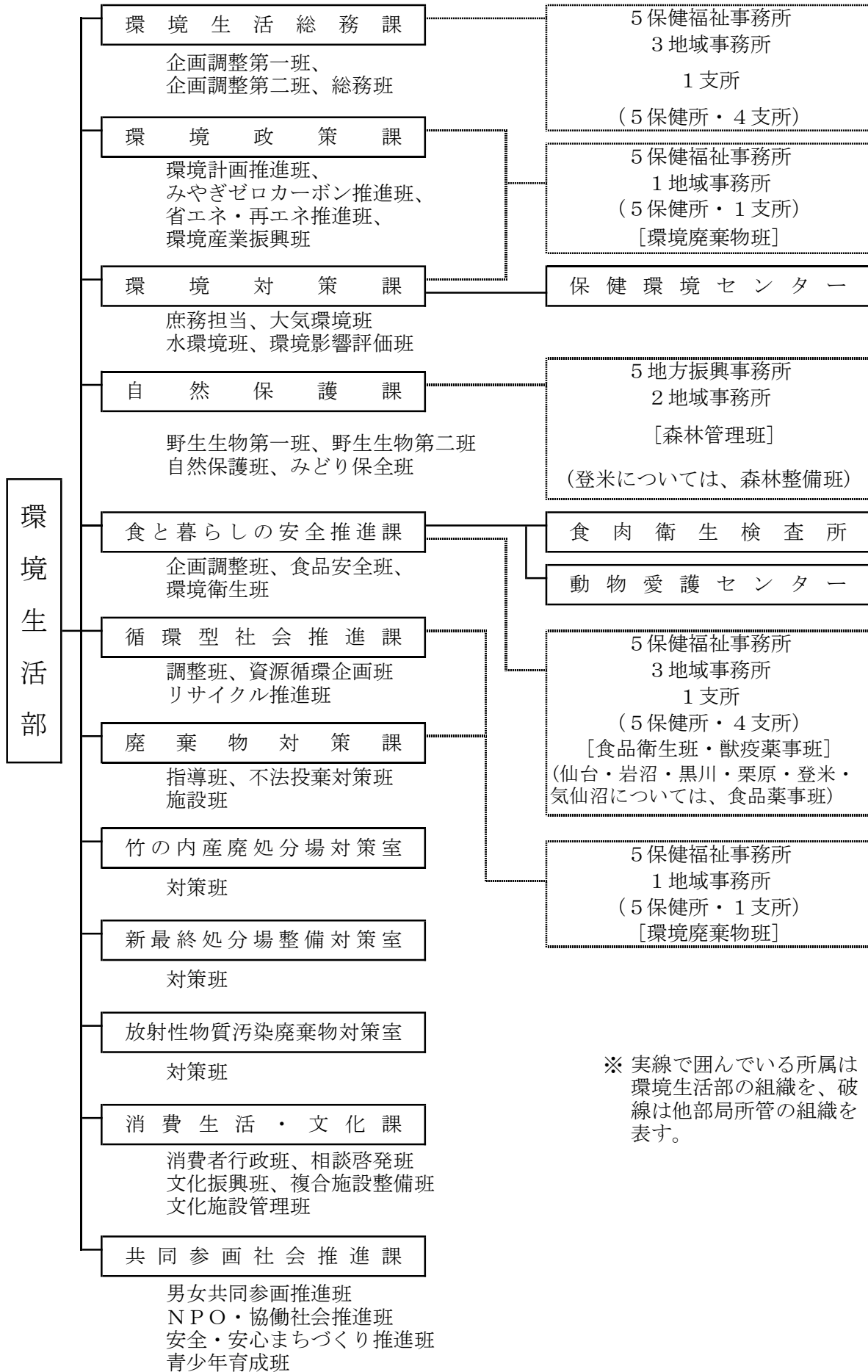
# 環境生活行政の概要 目次

第1章	環境生活部の組織概要		
1-1	環境生活部の組織	.....	2
1-2	環境生活部の分掌事務	.....	3
1-3	環境生活部の施策体系・重点方針	.....	6
1-4	環境生活部歳出予算の概要	.....	10
第2章	各課室の主要事業概要		
2-1	環境生活総務課	.....	12
2-2	環境政策課	.....	14
2-3	環境対策課	.....	22
2-4	自然保護課	.....	28
2-5	食と暮らしの安全推進課	.....	37
2-6	循環型社会推進課	.....	45
2-7	廃棄物対策課	} .....	48
	放射性物質汚染廃棄物対策室		
	竹の内産廃処分場対策室 新最終処分場整備対策室		
2-8	消費生活・文化課	.....	53
2-9	共同参画社会推進課	.....	58
第3章	環境生活部の地方機関及び所管施設		
3-1	地方機関	.....	65
3-2	所管施設	.....	69
第4章	環境生活部の主要計画	.....	77

# 第1章

## 環境生活部の組織概要

# 1 環境生活部の組織



## 1－2 環境生活部の分掌事務

### 〔 環境生活総務課 〕

- 1 環境生活行政の総合的な企画及び調整に関する事。
- 2 資源・エネルギー行政の総合調整に関する事。
- 3 地域と共生した再生可能エネルギー設備の導入促進に関する事。

### 〔 環境政策課 〕

- 1 環境行政の総合的な企画及び調整に関する事。
- 2 環境美化の促進に関する事。
- 3 環境基本計画に関する事。
- 4 特定製品に係るフロン類の充填、回収等に関する事。
- 5 地球温暖化対策に関する事。
- 6 環境に関する知識の普及及び学習の促進に関する事。
- 7 環境産業の振興に関する事（循環型社会推進課の所管に属するものを除く。）。
- 8 省エネルギーの推進に関する事。
- 9 再生可能エネルギーの導入に関する事。
- 10 脱炭素燃料の導入に関する事。

### 〔 環境対策課 〕

- 1 公害防止対策の指導に関する事。
- 2 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の防止その他公害の防止に関する事。
- 3 公害紛争に関する事。
- 4 公害防止計画に関する事。
- 5 環境影響評価に関する事。
- 6 水循環に関する施策の総合調整に関する事。
- 7 保健環境センターに関する事。

### 〔 自然保護課 〕

- 1 自然環境保全行政の総合的な企画及び調整に関する事。
- 2 県自然環境保全地域等の指定及び保全に関する事。
- 3 野生生物の保護及び管理に関する事。
- 4 狩猟に関する事。
- 5 自然公園の指定及び保護に関する事。
- 6 林地開発の規制に関する事。
- 7 環境緑化に関する事。
- 8 森林の機能強化等に係る基金に関する事。
- 9 伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター、蔵王野鳥の森自然観察センター、クレ－射撃場、県民の森、昭和万葉の森及びこもれびの森に関する事。

### 〔 食と暮らしの安全推進課 〕

- 1 食に関する安全及び食への消費者の信頼の確保に係る企画及び総合調整に関する事。
- 2 日本農林規格等に関する事。
- 3 食品表示基準に関する事（健康推進課の所管に属するものを除く。）。
- 4 不当景品類及び不当表示の防止に関する事（食品の原産国表示及び品質等に係る不当表示の防止に関するものに限る。）。
- 5 食品衛生に関する事。
- 6 製菓衛生師に関する事。
- 7 と畜場に関する事。
- 8 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する事。
- 9 動物の愛護及び管理に関する事。
- 10 愛玩動物看護師法の施行に関する事。
- 11 狂犬病の予防及び飼犬取締りに関する事。
- 12 旅館業、興行場営業及び公衆浴場業に関する事。

- 13 理容師、美容師及びクリーニング師並びにその営業に関すること。
- 14 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関すること。
- 15 建築物における衛生的環境の確保に関すること。
- 16 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。
- 17 墓地、埋葬等に関すること。
- 18 化製場等に関すること。
- 19 水道及び簡易給水施設に係る水質の管理に関すること。
- 20 住宅宿泊事業に関すること。
- 21 食肉衛生検査所及び動物愛護センターに関すること。

〔 **循環型社会推進課** 〕

- 1 循環型社会の形成の推進に係る総合的な企画及び調整に関すること。
- 2 廃棄物等の発生の抑制及び循環資源の再使用、リサイクル等の促進に関すること。
- 3 廃棄物の処理及び清掃に関すること（廃棄物処理計画に係るものに限る。）。
- 4 廃棄物処理体制の整備及び関連産業の振興に関すること。

〔 **廃棄物対策課** 〕

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関すること（循環型社会推進課、竹の内産廃処分場対策室及び放射性物質汚染廃棄物対策室の所管に属するものを除く。）。
- 2 浄化槽に関すること。
- 3 公益財団法人宮城県環境事業公社（昭和五十二年四月一日に財団法人宮城県廃棄物処理公社という名称で設立された法人をいう。）に関すること。

〔 **竹の内産廃処分場対策室** 〕

- 1 村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場に係る支障除去対策に関すること。

〔 **新最終処分場整備対策室** 〕

- 1 公共関与による新たな産業廃棄物最終処分場に関すること。

〔 **放射性物質汚染廃棄物対策室** 〕

- 1 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質により汚染された廃棄物の処理の促進に関すること。

〔 **消費生活・文化課** 〕

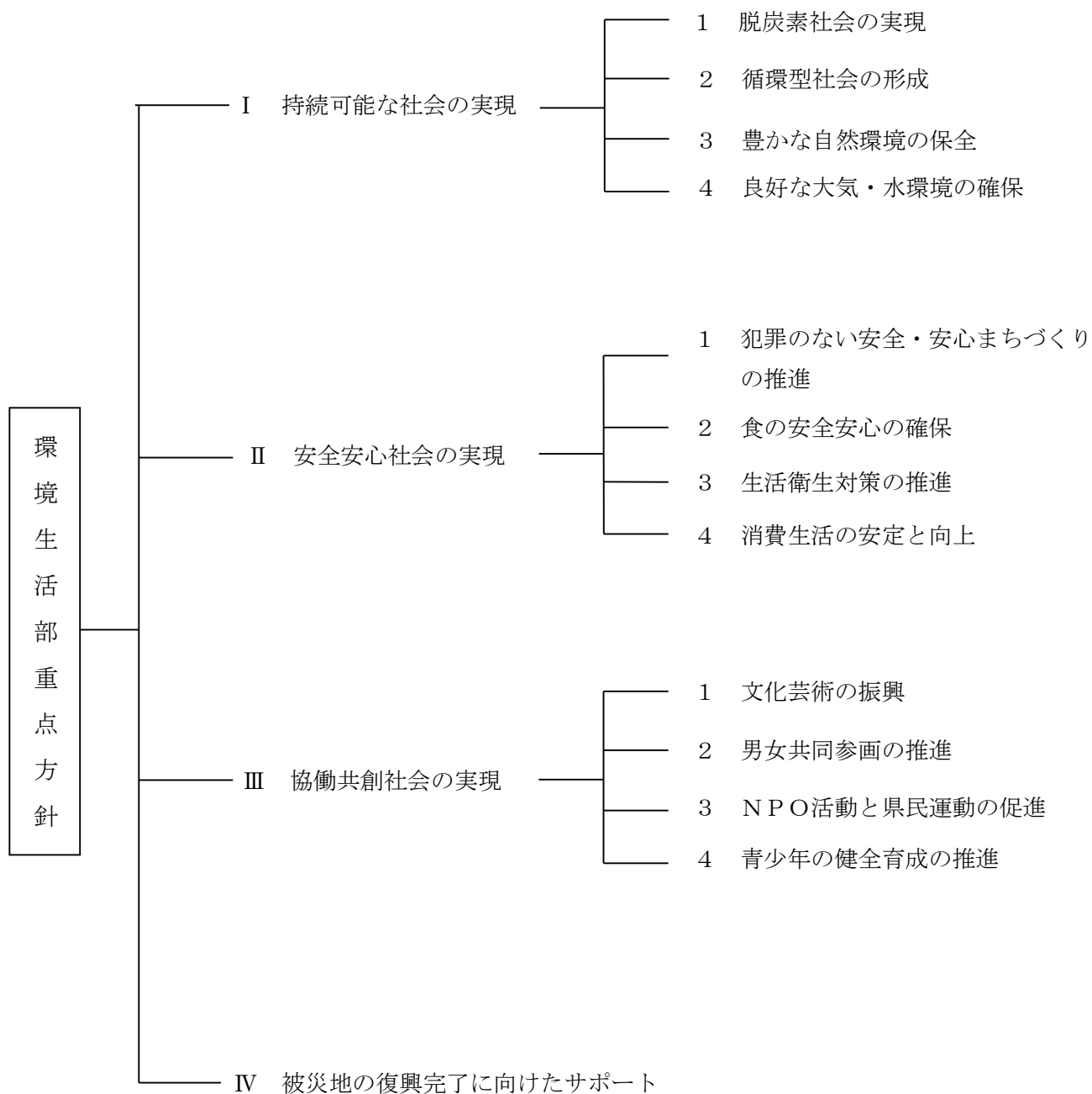
- 1 消費生活行政及び文化行政の総合的な企画及び調整に関すること。
- 2 消費者保護及び消費生活の改善に関すること。
- 3 消費生活に係る相談及び苦情処理に関すること。
- 4 消費生活に係る情報の管理及び提供に関すること。
- 5 消費者に対する金融の知識等の普及啓発に関すること。
- 6 消費者教育に関すること。
- 7 商品テストに関すること。
- 8 生活関連物資等に係る価格流通施策の総合調整及び情報提供に関すること。
- 9 不当景品類及び不当表示の防止に関すること（食品の原産国表示及び品質等に係る不当表示の防止に関するものを除く。）。
- 10 家庭用品の品質表示の指導に関すること。
- 11 消費生活用製品の安全指導に関すること。
- 12 割賦販売等の取引の適正化に関すること。
- 13 訪問販売等の取引の適正化に関すること。
- 14 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関すること。
- 15 消費生活協同組合に関すること。
- 16 文化芸術の振興に関すること。
- 17 公益財団法人宮城県文化振興財団（平成四年十月一日に財団法人宮城県文化振興財団という名称で設立された法人をいう。）及び公益財団法人慶長遣欧使節船協会（平成四年一月二十二日に財団法人慶長遣欧使節船協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）に関すること。
- 18 県民会館及び慶長使節船ミュージアムに関すること。

〔 共同参画社会推進課 〕

- 1 男女共同参画社会の形成の促進に係る総合的な企画、調整及び施策の推進に関する  
こと。
- 2 男女共同参画に係る県民の相談及びその調整に関すること。
- 3 民間非営利団体の活動の促進に関すること。
- 4 すばらしいみやぎを創る運動その他県民運動（他課の所管に属するものを除く。）に  
関すること。
- 5 安全・安心まちづくりの調整に関すること。
- 6 犯罪被害者等の支援の調整に関すること。
- 7 性暴力被害者の支援に関すること。
- 8 コミュニティ対策に関すること。
- 9 余暇活用に係る総合的施策の企画及び推進に関すること。
- 10 青少年行政の総合的な企画及び調整に関すること。
- 11 青少年の健全な育成指導に関すること。
- 12 民間非営利活動プラザに関すること。

## 1-3 環境生活部の施策体系・重点方針

<環境生活部の施策体系>



## 環境生活部の重点方針

### <基本方針>

今日の環境問題は身近な地域から地球規模にまで広がりを見せており、地域の自然・生活環境の保全と併せ、地球規模の環境問題への積極的な対応が求められています。特に地球温暖化は喫緊の課題であり、環境と経済を両立し、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」の脱炭素社会の構築に向け、県民・事業者・行政が連携し、排出源対策・吸収源対策の推進と持続可能な社会への転換に取り組む必要があります。

一方、社会生活では、犯罪、食品による健康被害、問題商法など、安全安心を揺るがす事態が発生しています。犯罪のないまちづくりの推進や、食の安全安心確保、消費者被害防止等により、県民生活の安定と向上を図り、誰もが安全に暮らせる社会づくりが求められます。

また、県民ニーズや地域コミュニティが多様化する中、全ての県民が地域文化を享受し、いきいきと生活できる社会を実現するため、NPOなどと協働し、県民が主体的に社会活動に参画し、活力あふれる地域社会を創出する環境を整える必要があります。併せて、性別に関わらず、誰もが個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を一層進めていかなければなりません。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所事故に関連する放射性物質汚染廃棄物の処理等に引き続き対応することが不可欠です。

以上を踏まえ、環境生活部では、SDGsの視点や「新・宮城の将来ビジョン」の方向性に沿いながら、次の4つの柱を基軸に、各種施策を総合的かつ効果的に推進していきます。

### <重点項目>

#### I 持続可能な社会の実現

「豊かで美しい自然とともに、健やかで快適な暮らしが次世代へ受け継がれる県土」と「持続可能な社会の実現に向けてすべての主体が行動する地域社会」を実現するため、本県においては、「脱炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」を構築し、また、これらの基盤となる「安全で良好な生活環境」の保全を通じ、環境への負荷が少ない持続可能な地域社会の形成を目指します。

#### 【主な項目】

##### ① 脱炭素社会の実現

- 「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略」に基づく取組の推進
- 環境負荷の少ない地域経済システムの確立に向けた環境・エネルギー関連産業の振興
- 「再生可能エネルギー地域共生促進税」の適切な運用等による再エネと地域との共生の推進
- 次世代エネルギーとして重要性の増す水素等の更なる利活用推進

- ② 循環型社会の形成
  - 廃棄物等の 3 R の推進や地域における循環利用の促進
  - 産業廃棄物を安定的に処理するための事業者支援及び公共関与の最終処分場整備
  - 環境と経済の両立を目指す「サーキュラーエコノミー」の普及
  - 竹の内地区産業廃棄物最終処分場周辺地域の生活環境保全
  - 大規模災害時における災害廃棄物処理体制の構築
- ③ 豊かな自然環境の保全
  - 優れた自然環境の保全及び「ネイチャーポジティブ」の推進
  - 野生鳥獣対策としての計画的な個体数管理、狩猟者確保対策等の推進
- ④ 良好な大気・水環境の確保
  - 大気環境、公共用水域及び地下水の水質、航空機等の騒音などの監視と規制（発生源対策）
  - 環境影響評価制度の適切な運用による大規模開発事業の適切な環境配慮の推進

## II 安全安心社会の実現

犯罪被害の防止、食の安全安心の確保や消費者被害の防止などを通じ、県民生活の安全安心を確保します。

### 【主な項目】

- ① 犯罪のない安全安心まちづくりの推進
  - 地域安全教育の充実や子どもの見守り活動の促進、防犯カメラの設置を行う市町村の支援
  - 犯罪被害者等一人一人に寄り添った支援の充実
- ② 食の安全安心の確保
  - 食品営業施設の監視指導、HACCP に沿った衛生管理実施支援
  - 県内に流通する輸入食品等の残留農薬等の検査の実施
- ③ 生活衛生対策の推進
  - 生活衛生関連施設に対する監視指導の実施
  - 動物愛護思想の醸成と適正飼養の推進
- ④ 消費生活の安定と向上
  - 県民が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた消費者施策の実施
  - ライフステージに応じた消費者教育等や、配慮が必要な消費者を地域で見守る支援体制の構築

### Ⅲ 協働共創社会の実現

「多様な主体が参画する社会」を実現するため、県民、企業、NPO や関係団体等の多様な主体が参加し、多様な感性や考え方を尊重して取り入れながら、県民の誰もが心の潤いと豊かさを実感できる地域社会の形成を目指します。

#### 【主な項目】

- ① 文化芸術の振興
  - 「みやぎ県民文化創造の祭典（芸術銀河）」や地域の文化芸術活動の支援と体験機会の創出
  - 宮城県立劇場の開館に向け、着実な整備推進や運営体制強化及び機運醸成等の開館準備業務の実施
- ② 男女共同参画の推進
  - 女性が活躍しやすい環境整備及び若年女性の県内定着に向けた取組の推進
  - 男女共同参画相談の運営と困難や不安を抱える女性への相談対応
- ③ NPO 活動と県民運動の促進
  - みやぎ NPO プラザの運営及び各地域の NPO 支援施設等の機能強化
- ④ 青少年の健全育成の推進
  - 青少年のインターネットの安全利用促進など、青少年健全育成条例の普及啓発活動の実施
  - 「子ども・若者支援地域協議会」の開催及び「子ども・若者総合相談センター」の運営

### Ⅳ 被災地の復興完了に向けたサポート

東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した放射性物質による影響等への対応を進め、県民生活全般にわたり発生した深刻な事故被害の収束に向けた取組を継続します。

#### 【主な項目】

- 県内産食肉等の放射性物質の検査の実施及び結果の公表
- 8,000Bq/kg 以下の農林業系廃棄物の処理促進に向けた関係市町等の取組支援及び指定廃棄物の処理等に係る国への適切な対応要請
- 除染により発生した除去土壌等について、埋立処分基準及び復興再生利用基準を踏まえ、関係市町に必要な支援を行うとともに、国へ技術的・財政的支援継続と処分等に関する理解醸成への取組充実を要請

## 1-4 環境生活部歳出予算の概要

各課・室の予算額

(単位：千円)

課室名	令和8年度 当初予算額
環境生活総務課	2,762,516
環境政策課	1,610,138
環境対策課	1,206,057
自然保護課	1,844,765
食と暮らしの安全推進課	855,424
循環型社会推進課	312,338
廃棄物対策課 (竹の内産廃処分場対策室、 新最終処分場整備対策室、 放射性物質汚染廃棄物対策室含む)	3,036,827
消費生活・文化課	7,522,455
共同参画社会推進課	409,521
環境生活部計 (令和7年度当初比) (対県計構成比)	19,560,041 (161.04%) (1.78%)
県一般会計計 (令和7年度当初比)	1,095,923,909 (106.77%)

課室名	令和7年度 当初予算額	令和7年度 最終予算額
環境生活総務課	146,779	162,819
環境政策課 (次世代エネルギー室含む)	4,072,438	5,031,503
環境対策課	1,239,002	1,246,475
自然保護課	1,141,585	2,655,911
食と暮らしの安全推進課	797,403	857,354
循環型社会推進課	749,510	716,770
廃棄物対策課 (竹の内産廃処分場対策室、 新最終処分場整備対策室、 放射性物質汚染廃棄物対策室含む)	1,021,757	963,709
消費生活・文化課	2,544,685	4,053,219
共同参画社会推進課	432,835	488,985
環境生活部計 (対県計構成比)	12,145,994 (1.18%)	16,176,745 (1.47%)
県一般会計計 (令和6年度当初比)	1,026,480,538 (100.26%)	1,098,187,484

※令和8年度より次世代エネルギー室は廃止、事業は環境生活総務課及び環境政策課が引き継いでいる

※令和8年度より環境税及び産廃税の基金管理等に係る事業が環境政策課、循環型社会推進課より環境生活総務課に移管されている